

- 1 地方行財政の充実強化について
 - (1) 合併特例債の発行期限の再延長について
 - (2) 行政事務のデジタル化に係る支援について
 - (3) 災害時の死者・行方不明者の氏名公表について
 - (4) 個別支援が必要な児童等に対する市費職員に係る財政支援について
 - (5) 学校施設環境改善交付金（大規模改造（老朽））の延長について
 - (6) 脱炭素等事業に対する特別交付税の拡充について

- 2 福祉行政の充実強化について
 - (1) 地域包括ケアシステムの推進について
 - (2) 国民健康保険の子どもに係る均等割保険税（料）軽減の拡充について
 - (3) 公立認定こども園への移行に係る財政支援について
 - (4) 国保総合システムの次期更改に係る財政支援について

- 3 生活環境の充実強化について
 - (1) 太陽光発電施設建設に対する法規制の整備について
 - (2) クビアカツヤカミキリ対策事業の充実について
 - (3) 鳥獣被害防止総合対策交付金の見直しについて
 - (4) 河川の監視強化について

- 4 都市基盤等の整備促進について
 - (1) 建設事業等への国庫補助金の確保について
 - (2) 災害時のバックアップ機能強化に向けた鉄道網の充実について

- 5 新型コロナウイルス感染症対策の拡充強化について
 - (1) 国産ワクチン・治療薬の実用化について
 - (2) 医療提供体制整備に対する支援について
 - (3) GIGAスクール構想に係る財政支援について
 - (4) 子ども一人一人の学びの保障のための教職員の増員について
 - (5) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う公共交通の運行支援について

1 地方行財政の充実強化について

地方行財政の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 合併特例債の発行期限の再延長について

新型コロナウイルス感染が現在も続き、感染拡大防止策や経済対策などに係る予算措置が最優先とされ、合併市町村の新市建設計画に盛り込まれた事業や公共施設等総合管理計画における個別施設計画事業などの実施に支障が生じていることから、合併特例債の発行期限を更に5年間延長されるよう、必要な法整備を早期に実施すること。

(2) 行政事務のデジタル化に係る支援について

自治体DX推進計画に伴い、より一層加速する行政事務のデジタル化に係る導入・運用支援（財政的・技術的・人的支援）の強化及びランニングコストを含めた補助対象事業を拡充するとともに、マイナンバーカードを活用した自治体独自施策に対する補助制度を新設すること。

(3) 災害時の死者・行方不明者の氏名公表について

災害時における死者・行方（安否）不明者の氏名公表について、現状では全国的に統一された指針等はなく、全国知事会の運用方針を活用し、各地方公共団体に判断を委ねられているため、「氏名等の公表の公益性」や「個人情報保護の必要性」などの解釈が相違し、その対応にばらつきが生じていることから、災害時における救出・救助活動の効率的、効果的な活動の確保の観点から、国主導による統一的な運用方針を作成すること。

(4) 個別支援が必要な児童等に対する市費職員に係る財政支援について

不登校、外国籍、特別な支援を必要とする児童生徒など、様々な状況下にある児童生徒の学びを保障するために市費で学校現場に任用している職員を配置するための財政的な支援を行うこと。

(5) 学校施設環境改善交付金（大規模改造（老朽））の延長について

市内小中学校体育館の老朽化対策として、学校施設環境改善交付金による大規模改造（老朽）事業を活用し、計画的に改修していく予定であるが、令和4年度で交付金制度が終了することから、計画的な小中学校体育館改修を行うことで老朽化による事故を未然に防ぎ、児童生徒の安全・安心を確保できるよう、交付金制度を延長すること。

(6) 脱炭素等事業に対する特別交付税の拡充について

特別交付税特殊事情分において、ぐんま5つのゼロ宣言に要する経費が項目としてあるが、市独自に5つのゼロ宣言を行った上で脱炭素移行や再生可能エネルギーを推進している自治体に対しても特別交付税による財政支援を拡充すること。

2 福祉行政の充実強化について

福祉行政の充実を図るため、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 地域包括ケアシステムの推進について

地域包括ケアシステムは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるシステムとして、2025年を目途にその構築が求められているが、経済的な理由で縁遠い地方のサービス付き高齢者向け住宅等に移住せざるを得ない高齢者が後を絶たないことから、住まい・医療・介護・予防・生活支援について各自治体が包括的に整備できるよう、国においても各自治体の整備状況や課題について把握し、必要な支援を講じること。

(2) 国民健康保険の子どもに係る均等割保険税(料)軽減の拡充について

子どもに係る均等割保険税(料)は、令和4年度から未就学児について5割が公費で軽減されるが、子育て世帯の負担軽減を図るため、必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大し、制度を拡充すること。

(3) 公立認定こども園への移行に係る財政支援について

自治体における幼児教育・保育施設の見直しや子育て環境の充実を図るため、公立幼稚園・保育園施設の認定こども園への移行に際し、施設整備に対する財政支援を講じること。

(4) 国保総合システムの次期更改に係る財政支援について

国保総合システムの次期更改や運用にあたっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。

3 生活環境の充実強化について

安全で快適な生活環境の整備促進を図るため、国は次の事項について、積極的な措置を講じること

(1) 太陽光発電施設建設に対する法規制の整備について

傾斜の急な山の中腹など危険性が高い場所に設置する太陽光発電施設や、適切な措置・管理が行われていない太陽光発電施設に対する法規制を整備すること。

また、大規模な施設の事業者に対し、発電事業の終了時や事業者の経営破綻に対応できる仕組みを整備すること。

(2) クビアカツヤカミキリ対策事業の充実について

サクラの樹木などを食い荒らすクビアカツヤカミキリは、繁殖力や移動分散能力が高く、被害は毎年増加の一途を辿っており、今後も更なる被害拡大が懸念されていることから、集中的に被害拡散防止策を講じられるよう、生物多様性保全推進支援事業の拡充及び技術的支援を図ること。

(3) 鳥獣被害防止総合対策交付金の見直しについて

野生動物の生息範囲が拡大し、農林業被害が深刻化するなか、野生動物が起因する豚熱(CSF)対策が急務となるなど、有害鳥獣の捕獲活動が一層重要となることから、有害鳥獣被害防止対策に係る国の交付金については、捕獲実績に基づいた交付とするなど市町村の現状に即したものとなるよう見直すこと。

(4) 河川の監視強化について

洪水時に避難の判断材料にできるよう、国で管理している一級河川において河川監視カメラ、水位計を増設し、河川の監視強化を図ること。

4 都市基盤等の整備促進について

都市基盤等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 建設事業等への国庫補助金の確保について

建設事業等を適切に実施し、計画的な行政運営が図れるよう、国庫補助金については事業計画に即した金額を確保すること。

(2) 災害時のバックアップ機能強化に向けた鉄道網の充実について

北関東を横断的に結ぶＪＲ両毛線・水戸線等は、首都直下型地震等の大規模災害発生時における東京圏への流通経路を多面的に確保する極めて重要な路線であることから、バックアップ機能の強化に向け、北関東地域を横断する鉄道網の充実を図ること。

5 新型コロナウイルス感染症対策の拡充強化について

新型コロナウイルス感染症が依然収まらないなか、感染拡大を防ぎ、新しい生活様式の実践や安全・安心な環境を確保するため、国においては、下記事項について積極的かつ、適切な措置を講じること。

(1) 国産ワクチン・治療薬の実用化について

コロナ禍を収束させ、以前の日常生活を取り戻すためには、安定的に供給できる国産のワクチンや治療薬の普及が欠かせないことから、一日も早い実用化を図ること。

(2) 医療提供体制整備に対する支援について

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）による医療提供体制の整備等により、都道府県が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施することができるよう支援事業を実施しているが、医療従事者や病床の偏在や不足、また、在宅での患者支援体制の整備不足など、医療提供体制の様々な課題が明確になったことから、収束の見えない新型コロナウイルス感染症や次なる新たな感染症の発生に備え、あらゆる状況に耐え得る強固な医療提供体制の整備に向けた取組を強化すること。

(3) G I G Aスクール構想に係る財政支援について

感染症の発生等による学校の臨時休業時等においても、I C Tを活用し、児童生徒の学びを保障できる環境を早急に実現するため、G I G Aスクール構想における下記事項について、必要な措置を講じること。

1人1台の学習者用端末整備完了後における通信費及び機器更新費用などのランニングコストについて、国庫補助金による継続的かつ十分な財政支援を講じること。

I C T機器の有効活用や教職員の業務改善、児童・生徒への効果的な情報活用能力育成のため、専門的な知識を持つI C T支援員の配置に対し補助金等の財政的な支援を行うこと。

デジタル教科書の内容の充実を早期に図るとともに、配布については無償とすること。

(4) 子ども一人一人の学びの保障のための教職員の増員について

コロナ禍における新しい生活様式に基づく学習を進めていくことが求められるなか、子どもたちの安全・安心を担保しつつ、すべての子どもたちに学びを保障していくため、加配教員を減らすことなく小中学校すべての学級で30人以下学級が実現するよう、教職員の増員を図ること。

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う公共交通の運行支援について

地方鉄道、タクシー等の公共交通は、住民生活に欠かすことのできない重要な社会基盤であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数及び事業収入が激減し、厳しい経営状況に陥っていることから、交通事業者が安全に運行を継続できるよう、経営支援策を講じること。